

## 滝上町図書館資料収集方針

### (基準の目的)

第1条 滝上町図書館は図書館法（昭和25年法律第118号）及び滝上町図書館運営規則第2条の各種事業を行うため、次の方針に基づき必要な図書館資料を収集するものとする。

### (基本方針)

第2条 滝上町図書館は町民の要求と関心、及び社会的動向が蔵書に的確に反映されるよう十分配慮し、町民の自主的な学習、調査研究、趣味・娯楽等に必要資料及び情報を収集し、また『図書館の自由に関する宣言』及び『図書館員の倫理綱領』に沿って自由、公平、かつ偏見なく、これを行わなければならない。

### (資料収集の種類と範囲)

第3条 収集する資料は国内で刊行されている資料を中心とし、各分野を広範囲に収集する。また、必要に応じ国外の資料も収集する。

収集する資料は、次のとおりとする。

- ①図書（一般書、参考図書、児童書、その他）
- ②逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- ③官公庁出版物
- ④郷土資料
- ⑤視聴覚資料
- ⑥障がい者用資料（点字資料、録音図書、大活字本、その他）
- ⑦その他

### (資料別収集方針)

第4条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

#### ①図書

- (1) 一般書は町民のニーズに基づき、教養、調査、研究、娯楽等に資するため基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ専門的な図書まで幅広く収集する。但し、利用が限定的な専門書や学術書、学習参考書、各種試験問題集等は原則として収集しない。
- (2) 町の基幹産業である林業、農業、観光（芝ざくら・ハーブ）に関する資料についてはこれを積極的に収集する。
- (3) 参考図書は、町民の日常の調査研究に必要な辞典、事典、年鑑、地図等

を幅広く収集する。

- (4) 児童書は長く読み継がれた資料を中心に、子ども達が読書の楽しみを見出し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を広く収集する。マンガは基本寄贈を受けたものを受け入れることとするが、学習に役立つと館長が判断した場合にはその限りではない。
- (5) リクエストであっても収集方針にそぐわないものは収集しない。但し、利用者の要求を満たせるよう便宜を図る。

#### ②逐次刊行物

- (1) 新聞は地元紙、全国紙を中心に各種収集する。保存年限は2年間とし、北海民友新聞、オホーツク新聞は永年保存とする。
- (2) 雑誌は町民の要望等を勘案して国内発行の基本的雑誌を中心に収集する。但し、マンガ雑誌は原則として収集しない

#### ③官公庁出版物

- (1) 政府諸機関が発行するものは、主要なものは収集する。
- (2) 地方公共団体及びその他公的機関が発行する資料は、必要度が高いものを収集する。

#### ④郷土資料

- (1) 滝上町に関する資料は図書、雑誌、新聞、行政資料、パンフレット、地図、写真、町民の手記等、可能な限り収集し永年保存する。
- (2) 北海道・アイヌ民族・北方領土に関する資料は町民の要望や調査研究の必要に応じ収集することとする。

#### ⑤視聴覚資料

- (1) 音声資料は寄贈を受けたものを中心に町民からニーズがあるものを収集。
- (2) 映像資料は子どもの人間性を涵養する作品、または評価の定まった映画作品等を収集する。

#### ⑥障がい者用資料

- (1) 政府や地方公共団体で発行する音声・点字広報は書架に設置し、町民の利用に供する。
- (2) 主として視覚障がい者用の大活字本を利用の頻度に応じて収集する。

#### ⑦その他

パンフレット、その他データ媒体等は必要に応じて収集する。